

国立民族学博物館ホームページ運営規則

平成17年6月14日
規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第4条）
- 第3章 ページの開設及び停止（第5条～第12条）
- 第4章 掲載及びリンクの制限（第13条～第16条）
- 第5章 紛争処理（第17条～第18条）
- 第6章 免責（第19条）
- 第7章 雑則（第20条～第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）のホームページを適正かつ円滑に運営し、本館の研究、共同利用及び社会貢献等に関する情報を公開することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 民博ホームページとは、本館専用のドメインを利用したホームページで、広報ページ、委員会ページ及び個人ページをいう。
- (2) 広報ページとは、民博ホームページのうち、情報の内容（以下「コンテンツ」という。）を決定する権限（以下「決定権」という。）及び管理責任が広報企画会議の所管に属するページをいう。
- (3) 委員会ページとは、民博ホームページのうち、コンテンツに関する決定権及び管理責任が会議・委員会（広報企画会議を除く。）の所管に属するページをいう。
- (4) 個人ページとは、民博ホームページのうち、コンテンツに関する決定権及び管理責任が個人又は複数人からなるプロジェクト等の組織の所管に属するページをいう。
- (5) リンク集ページとは、広報ページのうち、本館以外のホームページの紹介を目的とするリンク専用のページをいう。
- (6) 第三者とは、当該ページのコンテンツ製作に関わらないものをいう。
- (7) 第三者機関個人ページとは、第8条各号に掲げる者が主体となって、本館以外のドメインで運営するサーバを利用して公開するホームページをいう。

第2章 管理体制

（管理責任者）

第3条 館長は、民博ホームページを管理するものとし、次に掲げる各ページにそれぞれ管理責任者を置く。

- (1) 広報ページ 広報企画会議議長
- (2) 委員会ページ 当該議長・委員長
- (3) 個人ページ 個人又は複数人からなるプロジェクト等の組織の代表者
(管理運営体制)

第4条 民博ホームページのコンテンツの維持管理及び第三者からの権利侵害等の指摘への対応窓口は、次に掲げるとおりとし、権利侵害等の紛争に発展するおそれがあると認められるときは、当該ページの管理責任者が速やかに研究倫理委員会に事案内容を通知するものとする。この場合において、知的財産権等の紛争に発展するおそれがあると認められるときは、研究倫理委員会に通知を行う前に、速やかに知的財産委員会に当該事案内容を通知しなければならない。

- (1) 広報ページ 広報企画会議
- (2) 委員会ページ 当該会議・委員会
- (3) 個人ページ 個人又は複数人からなるプロジェクト等の組織の代表者

第3章 ページの開設及び停止

(広報ページの開設)

第5条 広報ページの開設（更新を含む。）は、広報企画会議の議を経て、館長が定める。

(委員会ページの開設)

第6条 委員会ページの開設は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会ページの管理責任者は、当該ページの概要及び管理体制等を明確にした資料を添えて、館長に申請するものとする。
- (2) 館長は、前号の申請があった場合には、広報企画会議の議を経て、申請を許可するものとする。
- (3) 委員会ページの管理責任者は、広報企画会議及び関連する会議・委員会の協力を得て、民博ホームページ全体の整合性を常に確保するよう努めなければならない。
- (4) 委員会ページの管理責任者は、広報ページ以外の委員会ページから、開設しようとするページへリンクを貼る場合には、当該委員会とリンクの可否について、事前に調整するものとする。

(委員会ページの公開停止)

第7条 委員会ページの管理責任者は、コンテンツの維持管理ができなくなった場合又は公開の必要性が無くなった場合には、速やかに館長に当該委員会ページの公開停止を申し出なければならない。

2 館長は、前項による申し出を受けた場合は、広報企画会議の議を経て、当該委員会ページの公開停止を行うものとする。

(個人ページ開設者の資格)

第8条 個人ページを開設できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本館の館長、研究教育職員、事務職員及び技術職員
 - (2) 本館の研究機関研究員
 - (3) その他館長が特に必要と認めた者
- (個人ページの開設)

第9条 個人ページの開設は、次に定めるところによる。

- (1) 個人ページの開設者は、個人ホームページ開設申請書（別紙様式第1号）に、当該ページの概要、管理責任者及び管理体制等を明確にした資料を添えて、館長に申請するものとする。
 - (2) 館長は、前号の申請があった場合には、広報企画会議の議を経て、開設を許可する場合には、個人ホームページ開設許可書（別紙様式第2号）により許可するものとする。
- (個人ページの開設条件)

第10条 個人ページの開設者は、個人ホームページ開設許可書を受領した日から原則として1年以内に、第8条各号に掲げる者を紹介するページ（以下「スタッフ紹介ページ」という。）から当該個人ページへリンクを貼るための申し出を、館長に行わなければならない。

- 2 館長は、前項の申し出が無い場合には、当該個人ページ開設の許可を取り消すことができるものとする。

(個人ページの責任所在)

第11条 個人ページの開設者は、当該ページにコンテンツの作成者（管理責任者）への電子メールによる連絡先・連絡方法等を記載するとともに、著作権に関する適切な表示をしなければならない。

(個人ページの公開停止)

第12条 個人ページの開設者は、コンテンツの維持管理ができなくなった場合又は公開の必要性が無くなった場合には、速やかに館長に当該ページの公開停止を申し出なければならない。

- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、コンテンツの維持管理が事実上行われていないと認められるときは、広報企画会議の議を経て、当該個人ページの公開停止を行うものとする。

第4章 掲載及びリンクの制限

(掲載の制限)

第13条 民博ホームページの管理責任者は、次に掲げる情報を掲載又はリンクしてはならない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 人権及びプライバシーを侵害するおそれがあるもの
- (3) 個人または団体を誹謗中傷するもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 知的財産権等の権利を侵害するおそれがあるもの
- (6) その他本館の研究、共同利用及び社会貢献活動を推進するうえで不適切と認められるもの

(7) 前各号に係る情報源へのアクセス方法に関するもの

(個人ページ開設者のリンク制限)

第14条 個人ページ開設者は、広報ページ及び委員会ページのデータベースを当該個人ページから公開する場合には、当該データベースのトップページへリンクを貼ることとし、直接当該個人ページからデータベースへのログインあるいはデータベースのコンテンツを表示してはならない。

2 リンク集ページ、スタッフ紹介ページ及び当該個人ページ以外のページから、第三者機関個人ページへのリンクは認めないものとする。

(個人ページ開設者のリンク許可)

第15条 個人ページの開設者は、リンク集ページ、スタッフ紹介ページ及び当該個人ページから当該第三者機関個人ページへリンクを貼る場合には、外部リンク設定申請書（別紙様式第3号）により館長に申請し、その許可を得なければならない。

2 個人ページ開設者が当該第三者機関個人ページを主体となって運営している場合は、そのことを証明する書類又は誓約書を添付しなければならない。

3 館長は、当該第三者機関個人ページへの外部リンクの設定を許可する場合は、外部リンク設定許可書（別紙様式第4号）を申請者に発行するものとする。

(個人ページ開設者以外のリンク許可)

第16条 個人ページ開設者以外のものが、民博ホームページから民博ホームページ以外のページにリンクを希望する場合は、外部リンク許可申請書（別紙様式第3号）により館長に申請し、その許可を得なければならない。

2 外部リンクの設定申請にあたり、次の書類等を添付しなければならない。

(1) 申請者がリンク先サイトを主体となって運営している場合は、そのことを証明する書類又は誓約書

(2) 第三者がリンク先サイトを主体となって運営している場合は、当該運営者の事業内容等がわかる資料

3 館長は、外部リンクの設定を許可する場合は、外部リンク設定許可書（別紙様式第4号）を申請者に発行するものとする。

第5章 紛争処理

(紛争処理)

第17条 研究倫理委員会及び知的財産委員会（以下「研究倫理委員会等」という。）は、第4条に規定する通知を受けた場合には当該ページの管理責任者と十分な協議を行い、必要に応じて具体的対応を指示し、状況に応じて対外的交渉を行うものとする。

2 研究倫理委員会等は、紛争双方の十分な意思疎通を図るなど、誠実な交渉に努めなければならない。

3 研究倫理委員会等は、当該コンテンツが不当な権利侵害等に該当すると判断した場合には、館長の了承を経て、当該ページの管理責任者に対して、是正又は改善勧告を行わなければならない。

(強行措置)

第18条 研究倫理委員会等は、切迫性又は緊急性があると判断した場合には、館長の下承を経て、リンクの消去又はコンテンツの削除等の送信防止措置を講ずることができる。

2 研究倫理委員会等は、前条第3項の規定により、是正又は改善勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従った内容の是正又は改善が見られないとき及び紛争状態が解消しないときは、館長の下承を経て、当該コンテンツを含むページへのリンクの消去又はコンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることができる。

3 研究倫理委員会等は、前2項の措置を講じた場合には、当該ページの管理責任者に、当該措置を講じた理由を示さなければならない。

第6章 免責

(免責)

第19条 本館は、個人ページ及び第三者機関個人ページのコンテンツによって被害を被った者への賠償責任を負わないものとする。

2 本館は、個人ページ及び第三者機関個人ページへのリンク消去の措置並びに個人ページのコンテンツの削除等の送信防止措置を講じた場合に、当該個人ページ及び第三者機関個人ページのコンテンツの発信者への賠償責任を負わないものとする。

第7章 雑則

(著作権)

第20条 コンテンツの著作権の帰属については、別に定めるところによる。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、本館ホームページに関することは、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

個人ホームページ開設・変更申請書

国立民族学博物館長 殿

下記のとおり、個人ホームページの開設を申請します。

記

申請年月日	令和 年 月 日
申請区分	1.新規 2.変更
申請者名	Ⓔ
所属・職名	
電子メールアドレス	@minpaku.ac.jp ※個人メールアドレスを記入してください
管理責任者名(管理者権限)	※申請者と異なる場合のみ記入してください
所属・職名	
電子メールアドレス	
連絡先	(内線)
申請者と管理責任者が異なる理由	
開設区分	1.個人 2.グループ グループ名 ()

- 【注 意】
- 開設区分が「2.グループ」の場合は、個人ホームページの運用に関係するすべての氏名、所属、職名、電子メールアドレス、連絡先を記載し、管理責任者の代理者とホームページサーバに直接アクセスする権限(管理者権限)を有する者を明記した書類を添えて申請してください。
 - 個人ホームページのURLは、原則「<http://www.r.minpaku.ac.jp>/本館のメールアカウント」となります。また、民博ホームページのスタッフ紹介ページからのリンクが義務づけられます。
 - 申請者の退職や異動など、上記内容の変更がある場合は、申請区分を「2.変更」として再度申請をおこなってください。

個人ホームページ開設申請添付書類

申請年月日	令和 年 月 日		
申請者名			
ホームページの概要			
開設期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
関係者名簿	管理責任者の代理人		
	氏名		
	住所		
	連絡先 () - () - ()		
	Email		
	所属・職名		
	コンテンツのアップロード操作をする人		
	氏名		
	住所		
	連絡先 () - () - ()		
	Email		
	所属・職名		
	その他関係者		
	氏名		
	住所		
	連絡先 () - () - ()		
	Email		
	所属・職名		
	氏名		
	住所		
	連絡先 () - () - ()		
	Email		
	所属・職名		
氏名			
住所			
連絡先 () - () - ()			
Email			
所属・職名			

個人ホームページ開設許可書

令和 年 月 日

殿

国立民族学博物館長

下記のとおり、個人ホームページの開設を許可します。

記

URL	http://www.r.minpaku.ac.jp/		
申請者名			
	所属・職名		
	電子メールアドレス	@minpaku.ac.jp	
管理責任者名			
	所属・職名		
	電子メールアドレス		
	連絡先	(内線)	
開設区分			
特記事項			

【注 意】

1. 上記の内容に変更が生じた場合及び申請書の添付書類の内容に変更が生じた場合は、申請書を再提出してください。
なお、廃止する場合は広報企画会議に申し出てください。
2. 本許可書を受領した後、1年以内に、民博ホームページのスタッフ紹介ページからリンクを貼るための手続きをしてください。
3. 個人ホームページに掲載するコンテンツには、作成者（管理責任者）への電子メールによる連絡先・連絡方法を記載するとともに、著作権に関する適切な表示を明記してください。
4. 民博ホームページ内の他のコンテンツを利用（リンクを含む）する場合は、当該コンテンツの管理責任者に問い合わせてください。
5. その他「国立民族学博物館ホームページ運営規則」及び関連規則を遵守してください。
6. 個人ホームページに掲載された内容に関して、本館は如何なる責任も負いません。

国立民族学博物館長 殿

下記のとおり、国立民族学博物館ホームページから外部サイト（第三者機関個人ページを含む。）へのリンク設定を申請します。

なお、リンク先サイト等が閉鎖もしくはリンク解除の必要性が生じた場合には、速やかに再申請いたします。

記

申請年月日	令和 年 月 日	
申請区分	1.新規 2.更新 3.閉鎖	
申請者名		
所属・職名		
e-mail	@minpaku.ac.jp ※個人メールアドレスを記入してください	
リンク期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
リンク先情報	サイト名	
	アドレス(URL)	
	管理者名*1	
	管理者 e-mail*2	
リンク先との関係		
リンク元情報	ページ名	
	アドレス(URL)	
	リンク設定箇所	

*1 申請者と同じ場合は記載不要です。

*2 申請者の e-mail と同じ場合は記載不要です。

*管理者は、リンク先及びサイトに関しての問い合わせをする際の窓口となり得る者としてします。

*リンク先がみんぱくサーバ内の場合は、リンク期間を記入する必要はありません。

*リンク期間内であっても、リンク先情報が記載内容と異なった場合はリンク設定を停止することがあります。

外部リンク設定許可書

令和 年 月 日

殿

国立民族学博物館長

下記のとおり、外部サイト（第三者機関個人ページを含む。）へのリンクの設定を許可します。

記

申請者名 所属・職名 e-mail		
	@minpaku.ac.jp	
リンク先情報	サイト名	
	アドレス(URL)	
	管理者名*1	
	管理者 e-mail*2	
リンク元情報	ページ名	
	アドレス(URL)	
	リンク設定箇所	

【 注 意 】

上記の内容に変更が生じた場合又はリンク解除の必要性が生じた場合には、申請書を再提出してください。